

緊急通行車両等及び交通規制対象除外車両に関する事務取扱要領の制定について

(平成24年9月28日例規第41号/神交規発第427号)

各所属長あて 本部長

このたび、別添のとおり緊急通行車両等及び交通規制対象除外車両に関する事務取扱要領を制定し、平成24年10月1日から施行することとしたので、運用上誤りのないようにされたい。

おって、緊急通行車両等の確認及び交通規制対象除外車両の認定に係る事務処理要領の制定について（平成9年8月20日 例規第35号、神交規発第238号）は、廃止する。

別添

緊急通行車両等及び交通規制対象除外車両に関する事務取扱要領

1 目的

この要領は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第76条第1項及び災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号。以下「災対法施行令」という。）第33条第1項、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「大震法」という。）第24条及び大規模地震対策特別措置法施行令（昭和53年政令第385号。以下「大震法施行令」という。）第12条第1項、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）第28条第2項及び原子力災害対策特別措置法施行令（平成12年政令第195号。以下「原災法施行令」という。）第8条第2項並びに武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第155条第1項及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号。以下「国民保護法施行令」という。）第39条の規定に基づく緊急通行車両又は緊急輸送車両（以下「緊急通行車両等」という。）として使用される車両並びに規制除外車両の確認に係る事務処理を的確かつ円滑に行うことを目的とする。

2 用語の意義

この要領における用語の意義は、次のとおりとする。

(1) 緊急通行車両

災対法第76条第1項に規定する緊急通行車両、災対法施行令第33条第4項の規定により緊急通行車両とみなされる大震法施行令第12条第1項の規定による確認を受けた車両、原災法施行令第8条第2項の規定により災対法施行令第33条第1項の規定を読み替えて適用する確認を受けた車両及び国民保護法第155条第1項に規定する緊急通行車両をいう。

(2) 緊急輸送車両

大震法第24条に規定する緊急輸送を行う車両をいう。

(3) 規制除外車両

緊急通行車両等以外の車両のうち、神奈川県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の意思決定により緊急交通路における通行の禁止又は制限の対象から除外され、当該緊急交通路の通行が認められる車両をいう。

(4) 緊急交通路

公安委員会が、災対法第76条第1項、原災法第28条第2項及び国民保護法第155条第1項の規定に基づき緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、若しくは制限し、又は大震法第24条の規定に基づき緊急輸送車両以外の車両の通行を禁止し、若しくは制限する区域若しくは道路の区間をいう。

(5) 災害応急対策等実施責任者

指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びに災対法第50条第1項に規定する災害応急対策、大震法第21条第1項各号に規定する地震防災応急対策、原災法第26条第1項各号に規定する緊急事態応急対策及び国民保護法第2条第3項に規定する国民の保護のための措置（以下「災害応急対策等」という。）の実施の責任を有する者等（交通部長が災害応急対策等の実施の責任を有する者に準ずると認める者を含む。）をいう。

(6) 段階的交通規制

緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、防災基本計画（昭和38年6月14日中央防災会議決定）に基づき交通部長が別に指示するところにより、段階的（第1段階、第2段階又は第3段階）に被害の状況、緊急交通路の交通状況、災害応急対策の緊急度、重要度、進捗状況等に応じた緊急通行車両及び規制除外車両の確認を行う交通規制をいう。

3 交通規制課長の任務

交通部交通規制課長（以下「交通規制課長」という。）は、神奈川県警察における緊急通行車両等及び規制除外車両の確認に関する事務（以下「確認事務等」という。）を総括する。

4 警察署長等の任務

神奈川県警察第一交通機動隊長、神奈川県警察第二交通機動隊長、神奈川県警察高速道路交通警察隊長及び警察署長（以下「警察署長等」という。）は、所属における確認事務等を掌理する。

5 確認事務等取扱責任者

(1) 交通部交通規制課（以下「交通規制課」という。）並びに神奈川県警察第一交通機動隊（以下「第一交通機動隊」という。）、神奈川県警察第二交通機動隊（以下「第二交通機動隊」という。）、神奈川県警察高速道路交通警察隊（以下「高速道路交通警察隊」という。）及び警察署（以下「警察署等」という。）に、確認事務等取扱責任者を置く。

(2) 確認事務等取扱責任者には、交通規制課にあつては神奈川県警察の組織に関する規則（昭和44年神奈川県公安委員会規則第2号）第66条第1項に規定する都市交通対策室長を、第一交通機動隊、第二交通機動隊及び高速道路交通警察隊にあつては警部の階級にある警察官のうちそれぞれ隊長が指名する者を、警察署にあつては担当次長（交通）又は交通課長（交通地域課長を含む。）をもって充てる。

(3) 確認事務等取扱責任者は、所属長を補佐するとともに、確認事務等の総括処理に当たる。

6 確認事務等取扱担当者

- (1) 交通規制課及び警察署等に、確認事務等取扱担当者を置く。
- (2) 確認事務等取扱担当者には、交通規制課及び警察署等の職員のうちそれぞれ所属長が指名する者をもって充てる。
- (3) 確認事務等取扱担当者は、確認事務等取扱責任者を補佐するとともに、確認事務等の処理に当たる。

7 緊急通行車両等の事前届出に係る取扱い

(1) 緊急通行車両等の事前届出

交通規制課長は、災害応急対策等を円滑に推進するため、緊急通行車両等として使用される車両であることについて、災対法施行令第33条第1項、大震法施行令第12条第1項、原災法施行令第8条第2項及び国民保護法施行令第39条の規定に基づく確認（以下「緊急通行車両等の確認」という。）に係る事前届出の事務手続を実施するものとする。

(2) 事前届出の対象となる車両

緊急通行車両等となる車両は、次のいずれにも該当する場合とする。

ア 大規模災害が発生し、又は大規模災害が発生しようとしている場合（以下「大規模災害発生時等」という。）において、防災基本計画、防災業務計画、地域防災計画等に基づき災害応急対策等を実施するために使用される計画がある車両で、神奈川県内に使用の本拠の位置があること。

イ 災害応急対策等実施責任者が保有し、若しくは契約等により常時災害応急対策等実施責任者の活動のために専用に使用される車両又は大規模災害発生時等に他の関係機関・団体等から調達する車両であること。

(3) 事前届出に関する事務手続

ア 申請書類等

交通規制課長は、緊急通行車両等として使用する計画がある車両の使用者（原則として、災害応急対策等実施責任者又はその補助機関）から事前届出があった場合は、次に掲げる書類の提出を求めるものとする。

(ア) 緊急通行車両等事前届出書（第1号様式）2通

(イ) 自動車検査証の写し1通

(ウ) 災害協定書その他の当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類1通

イ 審査

交通規制課長は、緊急通行車両等に該当するか否かについて、次の要件により審査を行うものとする。

(ア) (2) の対象車両に該当すること。

(イ) 申請に係る車両の用途（緊急輸送車両にあつては、輸送の目的、人員、品名等）及び車両の使用者等が適正であること。

ウ 届出済証の交付

交通規制課長は、審査の結果、緊急通行車両等に該当すると認められるものについては、事前届出を行った者に対し、段階的交通規制の第1段階、第2段階又は第3段階の区分を示した上、緊急通行車両等事前届出済証（第1号様式。以下「届出済証」という。）を交付するものとする。

エ 確認証明書の事前の交付

交通規制課長は、大規模災害発生時等における事務の効率化を図るため、ウの届出済証の交付に併せて、日付、通行日時及び通行経路以外の欄に所要の事項を記載した災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号。以下「災対規則」という。）別記様式第4の緊急通行車両確認証明書（以下「緊急通行車両確認証明書」という。）又は大規模地震対策特別措置法施行規則（昭和54年総理府令第38号。以下「大震規則」という。）別記様式第7の緊急輸送車両確認証明書（以下「緊急輸送車両確認証明書」という。）（以下「確認証明書」という。）を緊急通行車両等の確認に先立ち交付するものとする。

オ 届出済証等の再交付

交通規制課長は、届出済証及び事前の確認証明書（以下「届出済証等」という。）の交付を受けた者から、事前届出の内容に変更が生じ、又は届出済証等を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損した旨の申出があり、届出済証等の再交付が必要と認める場合は、届出済証等の右上部に「再」と朱書きし、再交付を行うものとする。

カ 届出済証等の返還

(ア) 交通規制課長は、事前届出が行われた車両が緊急通行車両等として使用される車両に該当しなくなったとき、当該車両が廃車となったとき、その他緊急通行車両等としての必要性がなくなったと認めるときは、速やかに届出済証等を返還させるものとする。

(イ) 交通規制課長は、(ア)により届出済証等の返還を受けた場合は、速やかに公安委員会に返還の手続をとるものとする。

(ウ) 警察署長等は、届出済証等の交付を受けた者からその返還を受けた場合は、確認標章送付書（第2号様式）に当該返還に係る届出済証等を添えて、公安委員会（交通規制課長経由）に遅滞なく送付するものとする。

キ 処理経過の記録

交通規制課長は、事前届出の受理、届出済証等の交付等の事務処理の経過を明らかにするため、緊急通行車両等事前届出受理・交付簿（第3号様式）を備え付け、必要事項を記録しておくものとする。

8 大規模災害発生時等における緊急通行車両等の確認に係る取扱い

(1) 届出済証等の交付を受けている車両の確認

ア 交通規制課長及び警察署長等（以下「交通規制課長等」という。）は、届出済証等の交付を受けた者から緊急通行車両等の確認の申請があった場合は、事前届出を行っていない者からの申出に優先して取り扱うものとする。

イ 交通規制課長等は、緊急通行車両等の確認に当たっては、当該車両の使用者に既に交付されている届出済証とともに、7(3)エにより交付した確認証明書を提出させるものとする。

ウ 届出済証による緊急通行車両等の確認は、交通規制課、警察署等及び大規模災害発生時等に設置した交通検問所において行うものとする。この場合において、緊急通行車両の確認における審査は省略するものとする。

エ 交通規制課長等は、緊急通行車両の確認を行った場合は緊急通行車両確認証明書と共に災対規則別記様式第3の標章（以下「災対標章」という。）を、緊急輸送車両の確認を行った場合は緊急輸送車両確認証明書と共に大震規則別記様式第6の標章（以下「大震標章」という。）をそれぞれ交付するものとする。

オ 緊急通行車両等の確認並びに災対標章及び大震標章（以下「確認標章」という。）の交付は、特別な事情がない限り、7(3)ウによりあらかじめ指定した段階的交通規制の区分に従い行うものとする。

カ 他の都道府県公安委員会又は都道府県知事が交付した届出済証についても、公安委員会が交付した届出済証と同様に取り扱うものとする。

(2) 届出済証等の交付を受けていない車両の確認

ア 交通規制課長は、届出済証等を受けていない車両について確認の申請があった場合は、(1)ウの場所において、次に掲げる書類の提出を求め、緊急通行車両の確認を求めるものとする。

(7) 緊急通行車両等確認申請書（第4号様式）1通

(イ) 自動車検査証の提示

(ウ) 災害協定書その他の当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類1通

イ 7(3)イ及びウの段階的交通規制に関する規定は、事前届出車両以外の車両に係る審査及び確認標章の交付等について準用する。

(3) 確認標章交付時の留意事項

ア 確認標章の記載事項を誤って記載した場合は、偽造、変造等を防止する観点から、訂正して使用させることなく、新たなものを交付するものとする。

イ 確認標章を交付する際、次の事項を指導するものとする。

(7) 確認標章は、車両の前面の見やすい位置に掲出すること。

(イ) 確認証明書は車両に備え付けること。

(ウ) 使用目的が消滅したとき、緊急交通路を通行する必要性がなくなったとき又は確認標章の有効期限が終了したときは、速やかに確認標章及び確認証明書を返還すること。

(4) 緊急通行車両等の確認標章の有効期限

確認標章の有効期限については、発生した災害の種類、規模、場所等に応じて適正に設定するものとし、原則として発行の日の翌日から起算して1月後の日とする。

(5) 確認標章の再交付

確認標章、届出済証又は確認証明書の再交付の申出を受けたときは、標章等再交付申請書（第5号様式）により行うものとし、虚偽による申請等に留意するものとする。

(6) 確認標章の返還

ア 交通規制課長は、確認標章及び確認証明書の有効期限が終了したとき又は交付に係る車両が緊急通行車両等として緊急交通路を通行する必要性がなくなったと認めるときは、確認標章及び確認証明書を返還させ、7(3)カ(イ)に準じた措置をとるものとする。

イ 警察署長等は、確認標章及び確認証明書の返還を受けた場合は、7(3)カ(ウ)に準じた措置をとるものとする。

(7) 処理経過の記録及び報告

ア 交通規制課長等は、緊急通行車両等の確認の申請の受理、確認標章及び確認証明書の交付等の事務処理経過を明らかにするため、緊急通行車両等事前届出受理・交付簿及び緊急通行車両等確認申請受理・交付簿（第6号様式）を備え付け、必要事項を記録しておくものとする。

イ 警察署長等は、アで記録した確認標章及び確認証明書の交付等の状況を、別に指示する方法により警察本部長（交通規制課長経由）に報告するものとする。

ウ 交通規制課長は、イにより報告のあった内容を取りまとめ、必要事項を警察署等別に緊急通行車両等事前届出受理・交付簿に記録するものとする。

9 確認標章の掲出を要しない緊急通行車両の取扱い

道路交通法第39条第1項に規定する緊急自動車については、緊急交通路の通行に当たり、確認標章の掲出は不要であり、緊急通行車両の確認に伴う手続は要しない。

10 指定報道機関の使用する緊急通行車両等の特例措置

指定公共機関又は指定地方公共機関である報道機関及び神奈川県知事と災害時等における報道協定を締結した報道機関（以下「指定報道機関」という。）の使用する車両は、使用目的の明白性、緊急性等に配慮して、7及び8の規定にかかわらず、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 事前届出

指定報道機関が一般旅客自動車運送事業者等との契約により日常的に取材・報道用に使用している車両のうち、大規模災害発生時等においても緊急取材・報道用の車両として使用すると認められるが事前に車両の特定が困難なものについては、登録（車両）番号未決定の形で事前届出を受理するものとする。

(2) 大規模災害発生時等における確認

指定報道機関が大規模災害発生時等においてやむを得ず事前届出をしていない車両を緊急取材・報道用車両として使用する場合には、報道記者、カメラマン等から、災害の緊急取材に使用する車両である旨の申告及び当該報道記者、カメラマン等の所属する指定報道機関の発行に係る身分証明書のほか、腕章又は社旗の提示により緊急取材・報道用車両と認められる車両に限り、速やかに確認手続を行い、確認標章及び確認証明書を交付するものとする。ただし、緊急交通路における他の緊急通行車両等の通行に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるときは、この限りでない。

11 規制除外車両の対象となる車両

規制除外車両の対象となる車両は、次に掲げるものとする。

(1) 災対法第76条第1項、原災法第28条第2項及び国民保護法第155条第1項の規定による交通規制の対象から除外する車両

ア 道路交通法第39条第1項に規定する緊急自動車として公安委員会に指定又は届出されたもので当該目的のために使用する車両

イ 災害応急対策等に従事する自衛隊、米軍及び外交官に関する車両であって道路運送車両法（昭和26年法律第185号）の規定による自動車番号標以外のものを有しているもの

ウ 災害応急対策等実施責任者の行う災害応急対策等に従事する者が当該用務のため又は当該勤務場所に参集するために使用中の大型自動二輪車、普通自動二輪車、原動機付自転車及び普通自転車

エ 次のいずれかに該当する車両

- (ア) 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両
- (イ) 医薬品、医療機器、医療用資材等を輸送する車両
- (ウ) 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
- (エ) 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

オ 次のいずれかに該当する車両

- (ア) 緊急の手当を要する負傷者又は急病人の搬送に使用中の車両
- (イ) 徒歩で避難することが困難な病人、介護を必要とする高齢者、身体障害者等の最寄りの病院、避難場所等への避難等のため通行させることがやむを得ないと認められる車両
- (ウ) その他緊急交通路を通行する必要がある、かつ、緊急通行車両等の通行に支障を及ぼさないと交通規制課長等が認める車両

(2) 大震法第24条の規定に基づく規制除外車両

ア 道路交通法第39条第1項に規定する緊急自動車

イ (1)の理由に該当する車両

12 規制除外車両の事前届出に係る取扱い

(1) 交通規制課長は、災害応急対策等を円滑に推進するため、規制除外車両のうち大規模災害発生後速やかに緊急交通路の通行を認めることが適切である車両として使用される車両であることについて、11(1)エに該当する車両（緊急通行車両を除く。）に対し、公安委員会の意思決定に基づく確認（以下「規制除外車両の確認」という。）に係る事前届出の事務手続を実施するものとする。

(2) 事前届出に関する事務手続

ア 申請書類等

交通規制課長は、規制除外車両の事前届出の対象となる車両の使用者から事前の届出があった場合は、規制除外車両事前届出書（第7号様式）2通及び自動車検査証の写し1通の提出のほか、次に掲げる書類の提示を求めるものとする。

- (ア) 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両
医師若しくは歯科医師の免許状又は使用者が医療機関等であることを確認できる書類
- (イ) 医薬品、医療機器、医療用資材等を輸送する車両
使用者が医薬品、医療機器、医療用資材等の製造者又は販売者であることを確認できる書類
- (ウ) 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
車両の写真（ナンバープレート及び車両の構造又は装置が確認できるもの）
- (エ) 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両
車両の写真（ナンバープレート及び車両の形状が確認できるもの）。この場合において、重機輸送用車両については、建設用重機と同一の使用者による届出に

限って受理することとし、写真は重機を積載した状況のものとする。

イ 審査

交通規制課長は、規制除外車両の事前届出の対象車両に該当するか否かについて、次の要件により審査を行うものとする。

(7) (1)の対象車両に該当すること。

(イ) 申請に係る車両の用途及び車両の使用人等が適正であること。

ウ 除外届出済証の交付

交通規制課長は、審査の結果、規制除外車両の事前届出の対象となる車両に該当すると認められるものについては、事前届出を行った者に対し、規制除外車両事前届出済証（第7号様式。以下「除外届出済証」という。）を交付するものとする。

エ 除外証明書の事前の交付

交通規制課長は、災害発生時における事務の効率化を図るため、届出者に対し、ウの除外届出済証の交付に併せて、日付、通行日時及び通行経路以外の欄に所要の事項を記載した規制除外車両通行証明書（第8号様式。以下「除外証明書」という。）を規制除外車両の確認に先立ち交付するものとする。

オ 緊急通行車両等として使用される場合

除外届出済証及び除外証明書（以下「除外届出済証等」という。）の交付を受けた者が、指定行政機関等との契約等により、大規模災害発生時等の災害応急対策等に使用されることとなった車両については、緊急通行車両等として取り扱われることとなり、改めて緊急通行車両等としての事前届出が必要となる。

カ 除外届出済証等の再交付及び返還

除外届出済証等の再交付及び返還の手続は、7(3)オ及びカの規定を準用する。この場合において、「届出済証」とあるのは「除外届出済証」と、「確認証明書」とあるのは「除外証明書」と、「届出済証等」とあるのは「除外届出済証等」と読み替えるものとする。

キ 処理経過の記録

交通規制課長は、規制除外車両の事前届出の申請の受理、除外届出済証の交付等の事務処理の経過を明らかにするため、規制除外車両事前届出受理・交付簿（第9号様式）を備え付け、必要事項を記録しておくものとする。

13 大規模災害発生時等における規制除外車両の確認に係る取扱い

(1) 除外事前届出車両の確認

ア 除外届出済証等の交付を受けている車両の確認

交通規制課長等が行う規制除外車両の事前届出の対象となる車両（以下「除外事前届出車両」という。）の確認等については、8(1)の規定（緊急輸送車両及び段階的交通規制に係るものを除く。）を準用する。この場合において、「届出済証等」とあるのは「除外届出済証等」と、「緊急通行車両等」とあるのは「規制除外車両」と、「届出済証」とあるのは「除外届出済証」と、「7(3)エ」とあるのは「12(2)ウ」と、「確認証明書」とあるのは「除外証明書」と読み替えるものとする。

イ 除外届出済証等の交付を受けていない車両の確認等

(7) 申請書類等

交通規制課長等は、除外届出済証等の交付を受けていない車両について確認の申請があった場合は、8(1)ウの場所において、11(1)エの車両について確認を行うものとする。この場合において、次に掲げる書類の提出を求めるものとする。

- a 規制除外車両通行申請書（第10号様式）1通
- b 自動車検査証の提示
- c 11(1)エの対象車両であることを疎明する書類（写真が必要な車両については、実車を確認することにより写真を省略することができる。）

(4) 審査

交通規制課長等は、申請に係る車両が規制除外車両に該当するか否かについて、次の要件を審査するものとする。

- a 11(1)エの対象車両に該当すること。
- b 申請に係る車両の用途及び車両の使用者が適正であること。

ウ 確認標章等の交付

交通規制課長等は、除外事前届出車両であることの確認を行った場合には、確認標章及び除外証明書を交付するものとする。

エ 除外事前届出車両の確認標章の有効期限

除外事前届出車両の確認標章の有効期限については、8(4)を準用する。

(2) 除外事前届出車両以外の車両に係る確認

ア 申請書類等

交通規制課長等は、確認標章の交付を受けようとする者から確認の申請があったときは、8(1)ウの場所において、11(1)オの車両について確認を行うものとする。この場合において、次に掲げる書類の提出を求めるものとする。

- (7) 規制除外車両通行申請書1通
- (4) 自動車検査証の提示
- (ウ) 当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類

イ 審査

交通規制課長等は、申請に係る車両が規制除外車両に該当するか否かについて、次の要件を審査するものとする。

- (7) 11(1)オの対象車両に該当すること。
- (4) 申請に係る車両の用途及び車両の使用者が適正であること。
- (ウ) 緊急交通路を通行させる必要があり、かつ、緊急通行車両等の通行に支障を及ぼさないこと。

ウ 確認標章等の交付

交通規制課長等は、除外事前届出車両以外の規制除外車両であることの確認を行った場合には、確認標章及び除外証明書を交付するものとする。

エ 緊急措置

(7) イ(ア)に該当する車両で特に緊急を要すると認められるものについては、現場の警察官の判断により申請手続を省略し、確認標章を交付して通行させるものとする。この場合において、確認標章の裏面に「除外証明書省略」と記載の上、所

属及び氏名を記入し、当該確認標章の交付者を明らかにしておくものとする。

(イ) (ア)の場合において、現場の取扱警察官が確認標章を所持せず、交付することができないときは、最寄りの交通規制課、警察署等又は交通検問所で交付を受けるよう教示し、そのまま通行させるものとする。

オ 確認標章の有効期限

ウにより交付する確認標章の有効期限については、災害等の状況に応じ1日から2日程度とする。ただし、使用目的の緊急性及び反復継続性が疎明されている車両については、必要と認める最小限の期間とする。

(3) 指定報道機関以外の報道機関の取扱い

ア 指定報道機関以外の報道機関の緊急取材・報道については、県警備本部交通部担当幕僚（交通部長）が災害応急対策等を実施する上でやむを得ないと認め、又は公益上必要があると認めた報道機関に限り規制除外車両の対象とする。ただし、放送機関及び日刊紙以外の報道機関の使用する車両にあつては、報道の速報性に乏しいことから、原則として規制除外車両の対象として取り扱わないものとする。

イ アの前段に該当する報道機関の使用する車両にあつては、(2)イからオまでの手続等により措置するものとする。ただし、除外申請書類については、除外申請者からの災害の緊急取材に使用する車両である旨の申告及び当該除外申請者の所属する報道機関の発行に係る身分証明書のほか腕章又は社旗の提示により、(2)ア(ウ)の疎明する書面は省略することができる。

ウ イにより交付する確認標章等の有効期限は、指定報道機関との協定等による緊急取材報道等特別な事情がある場合を除いて、災害の状況等に応じ1日から2日程度とする。

(4) 確認標章交付時の留意事項

確認標章交付時の留意事項については、8(3)を適用する。

(5) 確認標章の再交付

ア 確認標章、事前届出済証又は除外証明書の再交付の申出を受けたときは、標章等再交付申請書により行うものとし、虚偽による申請等に留意するものとする。

イ 再交付の手続は、11(1)エ及びオのいずれかの理由が継続している車両に限り、疎明資料の添付及び審査を省略するものとする。

(6) 確認標章等の返還

ア 交通規制課長は、確認標章及び除外証明書の交付を受けた者に対し、確認標章及び除外証明書の有効期限が終了したとき、又は交付に係る車両が規制除外車両として緊急交通路を通行する必要性がなくなつたと認められるときは、確認標章及び除外証明書を返還させ、7(3)カ(イ)に準じた措置をとるものとする。

イ 警察署長等にあつては、7(3)カ(ウ)に準じた措置をとるものとする。

(7) 処理経過の記録及び報告

ア 交通規制課長等は、規制除外車両の確認の申請の受理、確認標章及び除外証明書の交付等の事務処理経過を明らかにするため、規制除外車両事前届出受理・交付簿及び規制除外車両通行申請受理・交付簿（第11号様式）を備え付け、必要事項を記録しておくものとする。

イ (2)エの緊急措置をとった場合には、規制除外車両通行申請受理・交付簿の備考欄に、確認標章のみ等と記載しておくものとする。

ウ 警察署長等は、アで記録した確認標章及び除外証明書の交付等の状況を、別に指示する方法により警察本部長（交通規制課長経由）に報告するものとする。

エ 交通規制課長は、ウにより報告のあった内容を取りまとめ、警察署等別に規制除外車両事前届出受理・交付簿に記録するものとする。

14 確認標章の掲出を要しない規制除外車両の取扱い

11(1)アからウまでに掲げる車両については、緊急交通路の通行に当たり確認標章の掲出は不要であり、規制除外車両の確認に伴う手続は要しない。

第1号様式（7、8、12、13関係）（用紙 日本工業規格A4横長型）

災害 地震防災応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 緊急通行車両等事前届出書 年 月 日 神奈川県公安委員会 殿 届出者 機関等の所在地 機関等の名称 氏名 ⑩ (担当者氏名) (電話 () -)		第 号 災害 地震防災応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 緊急通行車両等事前届出済証 左記のとおり事前届出を受けたことを証する 年 月 日 神奈川県公安委員会 ⑩	
番号標に表示されている番号	備考 1 大規模地震対策特別措置法、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を交通規制課、第一交通機動隊、第二交通機動隊、高速道路交通警察隊、警察署又は交通検問所に提出して所要の手続を受けてください。 2 交付番号のA、B又はCの記号は、段階的交通規制の区分（Aは第1段階、Bは第2段階、Cは第3段階通行車両）を表示しています。 3 届出内容に変更が生じ、又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損した場合には、神奈川県公安委員会（交通規制課経由）に届け出て再交付を受けてください。 4 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。 (1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき。 (2) 緊急通行車両等が廃車となったとき。 (3) その他、緊急通行車両等としての必要性がなくなったとき。		
車両の用途			
使用者			住所
			氏名
業務の内容			1 救助救護 2 応急避難 3 捜索 4 災害予知 5 災害復旧 6 施設点検 7 人員輸送 8 避難生活 9 調査研究 10 飲食料 11 医療医薬 12 混乱防止 13 広報啓発 14 その他 ()
通行時期			1 第1段階…発災直後から2日目までの間 2 第2段階…発災後3日目からおおむね1週間目まで 3 第3段階…発災後おおむね1週間目以降
出 発 地			
備考			1 この事前届出書は2部作成して、自動車検査証の写し及び当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、神奈川県警察本部（交通規制課）に提出してください。 2 届出者は、氏名を記載し、及び押印することに代えて、署名することができます。

年 月 日

神奈川県公安委員会 殿
（交通規制課長経由）

警察署長・隊長

確認標章送付書

次のとおり確認標章の返還を受けたので送付します。

指定行政機関又は所管機関 （機関、課、支部支局等名）	
番号標に表示されている番号	
返 還 の 受 理 日 時	
返 還 者 （ 住 所 ・ 氏 名 ）	
確 認 証 明 書 交 付 番 号	
返 還 の 理 由 等	1 緊急通行車両等の別 <input type="checkbox"/> 緊急通行車両 <input type="checkbox"/> 緊急輸送車両 <input type="checkbox"/> 規制除外車両 2 返還の理由 <input type="checkbox"/> 対象車両に該当しなくなった。 <input type="checkbox"/> 対象車両として使用する必要がなくなった。 <input type="checkbox"/> 当該車両を廃車にした（又は廃車にする予定である。）。
備 考	

備考 該当する□内にレ印を付すこと。

第3号様式(7、8関係)(用紙 日本工業規格A4縦長型)

緊急通行車両等事前届出受理・交付簿

受理(交付)番 号	受付年月日	番号標に表示 されている番号	指定行政機関等	交付年月日	備考

備考 再交付した場合には、備考欄に「再交付」と記載すること。

第4号様式（8関係）（用紙 日本工業規格A4縦長型）

災 害
地 震 防 災 応 急 対 策 用
原 子 力 災 害
国 民 保 護 措 置 用

緊急通行車両等確認申請書

年 月 日

神奈川県公安委員会 殿

申請者住所
電話（ ） -
氏名 ㊟

機 関 等 の 名 称			
番 号 標 に 表 示 さ れ て い る 番 号			
輸 送 人 員 又 は 品 名			
使 用 者	住 所		
	氏 名		
業 務 の 内 容		1 救助救護 2 応急避難 3 捜索 4 災害予知 5 災害復旧 6 施設点検 7 人員輸送 8 避難生活 9 調査研究 10 飲食料 11 医療医薬 12 混乱防止 13 広報啓発 14 その他()	
通 行 経 路	出 発 地	目 的 地	
備 考	通行日時		
	年 月 日	時から	
	年 月 日	時まで	

備考 1 この申請書は、神奈川県警察本部交通部交通規制課、第一交通機動隊、第二交通機動隊、高速道路交通警察隊又は警察署若しくは交通検問所の警察官に提出してください。

2 この申請書に次の書類を添付してください。

- (1) 確認申請に係る車両の自動車検査証の写し1通
- (2) 確認申請に係る車両が指定行政機関等が所有する車両以外のものである場合にあっては、指定行政機関等の上申書又は輸送協定書等契約を疎明する書面

標章等再交付申請書

年 月 日

神奈川県公安委員会 殿

申請者住所

電話（ ） —

氏名 ㊟

次のとおり標章等の再交付を申請します。

標章等の交付番号	第 号
標章等の交付年月日	年 月 日
番号標に表示されている番号	
車両の使用者	住 所
	氏 名
再交付を申請する理由	<p><input type="checkbox"/> 緊急通行車両等事前届出済証 <input type="checkbox"/> 緊急通行車両等確認証明書 <input type="checkbox"/> 規制除外車両事前届出済証 <input type="checkbox"/> 規制除外車両通行証明書 の記載内容の （ ）を （ ）に 変更する。</p> <p><input type="checkbox"/> 緊急通行車両等事前届出済証 <input type="checkbox"/> 緊急通行車両等確認証明書 <input type="checkbox"/> 確認標章 <input type="checkbox"/> 規制除外車両事前届出済証 <input type="checkbox"/> 規制除外車両通行証明書を <input type="checkbox"/> 亡失 <input type="checkbox"/> 滅失 <input type="checkbox"/> 汚損 <input type="checkbox"/> 破損 した。</p>

備考 該当する□内にレ印を記入し、必要事項を（ ）内に記入してください。

第 6 号様式（8 関係）（用紙 日本工業規格 A 4 縦長型）

緊急通行車両等確認申請受理・交付簿

受理(交付) 番 号	受付年月日	番 号 標 に 表 示 されて いる 番号	指 定 行 政 機 関 等	交 付 年 月 日	備 考

備考 再交付した場合には、備考欄に「再交付」と記載すること。

第7号様式（12、13関係）（用紙 日本工業規格A4横長型）

災 害 応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 規制除外車両事前届出書 年 月 日 神奈川県公安委員会 殿 届出者住所 (電話) 氏名		第 号 災 害 応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 規制除外車両事前届出済証 左記のとおり事前届出を受けたことを証する 年 月 日 神奈川県公安委員会 印	
番号標に表示されている番号	備考 1 災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を交通規制課、第一交通機動隊、第二交通機動隊、高速道路交通警察隊、警察署又は交通検問所に提出して所要の手続を受けてください。 2 届出内容に変更が生じ、又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損した場合には、神奈川県公安委員会（交通規制課経由）に届け出て再交付を受けてください。 3 次に該当する場合は、本届出済証を返還してください。 (1) 規制除外車両に該当しなくなったとき。 (2) 規制除外車両が廃車となったとき。 (3) その他、規制除外車両としての必要性がなくなったとき。		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）			
使用者			住所
			氏名
出発地			
備考 1 この事前届出書は2部作成して、自動車検査証の写し及び当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、神奈川県警察本部（交通規制課）に提出してください。 2 届出者は、氏名を記載し、及び押印することに代えて、署名することができます。			

第8号様式（12、13関係）（用紙 日本工業規格A5縦長型）

第 号		年 月 日	
規制除外車両通行証明書			
		神奈川県公安委員会 印	
番号標に表示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）			
使用者	住所	電話（ ） —	
	氏名		
通行日時			
通行経路	出発地	目的地	
備考			

第9号様式（12、13関係）（用紙 日本工業規格A4縦長型）
 規制除外車両事前届出受理・交付簿

受理(交付) 番 号	受付年月日	番号標に表示 されている番号	使用者氏名	交付年月日	備 考

備考 再交付した場合には、備考欄に「再交付」と記載すること。

規制除外車両通行申請書

年 月 日

神奈川県公安委員会 殿

申請者住所

電話（ ） —

氏名 ㊟

主たる運転者

住所

氏名

番号標に表示されている番号		
通行目的		
車両の使用者	住所	() —
	氏名	
通行日時		
通行経路	出発地	目的地
備考		

備考 氏名を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。

